

「〇〇ペイで返金します」に注意！

ネットショッピングで商品を購入した消費者が、販売業者から「決済アプリを使って返金する」と言われ、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらうはずがいつの間にか「送金」してしまっていた、という新手の詐欺に関する相談が寄せられています。

相談事例

ネット通販で購入。支払方法は銀行振込のみで、事業者に振り込み完了メールを送った後、「在庫が欠品しているため、注文をキャンセルします」というメールが届いた。

「**払い戻しは〇〇ペイで行います**」との内容で、LINEの友達登録をするよう指示があり、指示をされるがまま〇〇ペイに数字を言われて入力。数回、相手から「失敗している」と言われ、複数回操作した結果、数十万円の送金をしていることが分かった。



「消費者庁イラスト集より」



「〇〇ペイで返金します」と言わされたら詐欺を疑ってください！

ネットショッピングの代金を銀行振込しているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うのは極めて不自然です。

「〇〇ペイで返金します」と言わされたら詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはせず、消費生活センターや警察等に相談してください。

困ったときはご相談ください

大津市消費生活センター

077-528-2662 (平日9時～17時)

消費者ホットライン 188(い・や・や)



大津市観光キャラクター
あづ光りくん